

当金庫の主要な事業の内容

1. 預金及び定期積金の受入れ
2. 資金の貸付け及び手形の割引
3. 為替取引
4. 上記1.～3.の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
 - (1) 債務の保証又は手形の引受け
 - (2) 有価証券((5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。)の売買(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)又は有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもってするもの又は書面取次ぎ行為に限る。)
 - (3) 有価証券の貸付け
 - (4) 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券(以下「国債証券等」という。)の引受け(売出しの目的をもってするものを除く。)並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返し玉の買取り
 - (5) 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務(除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務)
 - (6) 短期社債等の取得又は譲渡
 - (7) 次に掲げる者の業務の代理
株式会社日本政策金融公庫・独立行政法人住宅金融支援機構・日本銀行・独立行政法人中小企業基盤整備機構・一般社団法人しんきん保証基金等
 - (8) 次に掲げる者の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣が定めるものに限る。)
金庫(信用金庫及び信用金庫連合会)
 - (9) 信託会社又は信託業務を営む金融機関の業務の媒介(内閣総理大臣が定めるものに限る。)
信金中央金庫等
 - (10) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
 - (11) 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 - (12) 振替業
 - (13) 両替
 - (14) デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)であって信用金庫法施行規則で定めるもの((5)に掲げる業務に該当するものを除く。)
 - (15) 地域活性化等業務(信用金庫法施行規則で定めるもの)
 - (16) 金の取扱い
5. 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法(昭和23年法律第25号)により信用金庫が営むことのできる業務(上記4.により行う業務を除く。)
6. 法律により信用金庫が営むことのできる業務
 - (1) 保険業法(平成7年法律第105号)第275条第1項により行う保険募集
 - (2) スポーツ振興投票の実施等に関する法律の定めるところにより、独立行政法人日本スポーツ振興センターからの委託又は独立行政法人日本スポーツ振興センターの承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行うスポーツ振興投票券の販売業務等 ※令和5年4月より販売業務を終了し、一部店舗にて当せん金の払戻業務のみ取扱いしております。
 - (3) 確定拠出年金法(平成13年法律第88号)により行う業務
 - (4) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等(債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。)
 - (5) 電子記録債権法(平成19年法律第102号)第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務

当金庫では、お客さまの多様なニーズにお応えするため、商品ラインアップの充実に努めております。
詳しくはホームページにてご紹介しておりますので、ご覧ください。